

第3章 計画の基本構想

第1節 将来像

第2節 基本目標

第3節 施策体系

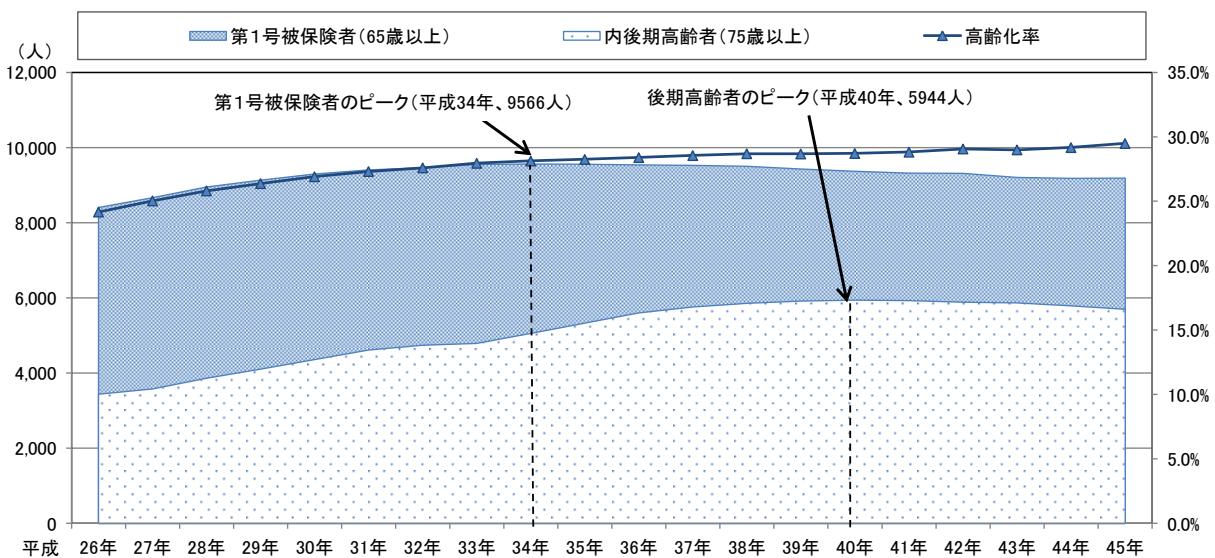
第3章 計画の基本構想

第1節 将来像

第7期では、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、認知症施策、医療と介護の連携、高齢者の居住に係る施策、生活支援サービスの充実といった地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みをより一層発展させていくため、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、保険者である町が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とする必要があります。

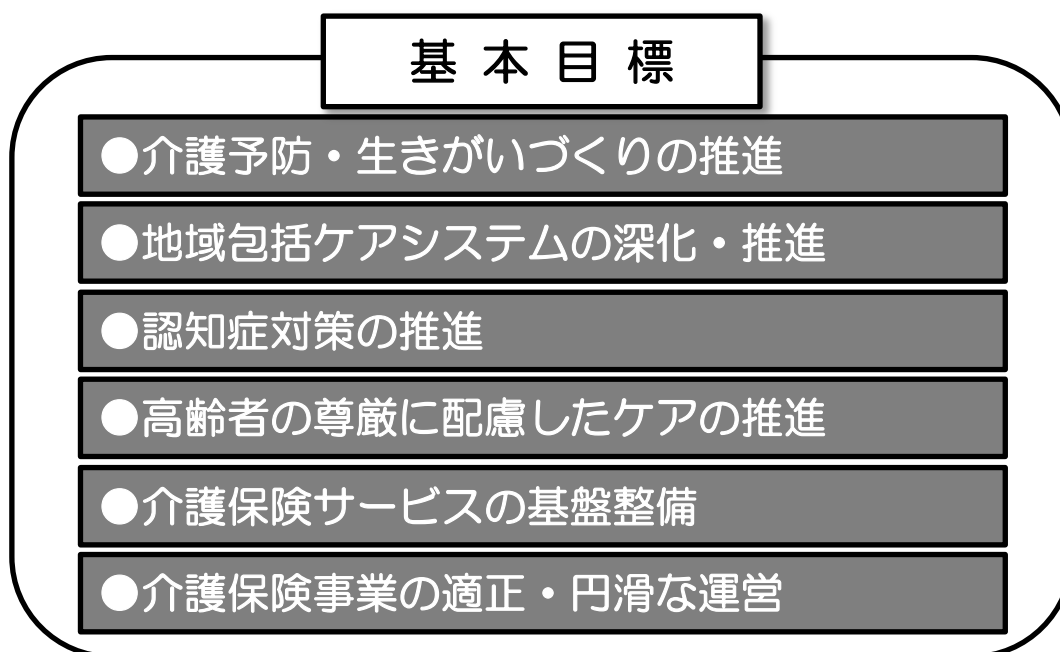
本町においても、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）における各年9月末実績を用いたコーホート変化率法による推計人口をみると、今後も高齢化の進展が進み65歳以上人口（第1号被保険者）は平成34年（2022年）にピークを迎えるものの、支援の必要性の高い75歳以上の高齢者は、平成40年（2028年）まで増加が見込まれています。

【高齢化のピーク予想】



上記を踏まえ、本計画は、第4次播磨町総合計画でまちの将来像とまちづくりのキャッチフレーズとして掲げられた「まちが いきいき きらめくはりま～ 未来につなげる みんなのまちづくり～」を念頭に置き、その実現のために基本目標及び施策体系を策定し、推進していきます。

第2節 基本目標



(1) 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢期に尊厳を持って自立した生活を送るためには、住民一人ひとりが自分自身の健康状態を理解し、日常生活の中で、目標を持って取り組むことが重要になります。そのため、住民が主体となって介護予防に取り組み、共助を育む場となる集いの場の開催、継続を推進していきます。高齢者自身が社会参加することにより、健康で生きがいを持ち、地域の担い手として活躍できるよう、より一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいつくりや社会参加、社会貢献、就労等の活動を支援し、地域の様々な活動と有機的に連携することにより高齢者が活躍する機会と場を創出します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

本町では前期計画時から中長期的な視点に立ち段階的に構築を進めており、今期においては地域の実情に応じた、さらなる深化、推進を図る必要があります。こうした現状を踏まえ、本人の選択と本人・家族の心構えが尊重され、地域において生活ニーズに合った良質な住まいが提供される中で、地域包括支援センターを中核として、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体による「介護予防・生活支援」や、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」のサービス提供を行う関係機関や多職種が、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

(3) 認知症対策の推進

今後増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するため、新オレンジプランに沿って、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取り組みとして、総合的な認知症施策の推進が重要となっています。認知症の人やその家族の視点に立ち、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを進めるため、認知症ケアパスの普及・啓発や認知症カフェ等を設置する等、本人や介護者支援、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に取り組むことで、予防から重度まで継続した支援体制の整備を図ります。

また、認知症の人が住み慣れた地域において、安心して暮らすことができるよう、地域での見守りネットワーク等の支援の輪を広げていきます。

(4) 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

高齢化の進行により、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、独居や高齢者世帯が増加し、高齢者のニーズが多様化していくことが予測されます。支援を必要とする高齢者が尊厳と生きがいを持って、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護の取り組みの推進、市民後見人の育成・活用を含む支援体制の整備等を推進していきます。

高齢者虐待については、高齢者虐待防止法が施行された平成 18 年度（2006 年度）以降、増加傾向であるため、高齢者虐待防止に関する広報・普及啓発や、養護者への相談・支援、ネットワーク構築等の体制整備を図ります。

(5) 介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度の持続可能性を高め、地域包括ケアシステム構築に向けた介護保険サービスの基盤整備を行うために、今後の被保険者数の動向、在宅サービスや施設サービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成 37 年（2025 年）の介護需要や医療ニーズの高い認定者への対応を図るため、兵庫県保健医療計画や兵庫県地域医療構想との整合性を確保しつつ、必要となるサービス量、保険料水準を推計し、その上で、在宅と施設サービスのバランスに配慮した整備を進めていきます。

また、高齢者が身近な地域で主体的に選択し、必要なサービスを利用できるよう、制度の周知徹底や相談・支援体制の充実、高齢者のニーズを踏まえたサービス基盤整備の確保等、利用者本位の視点に立った取り組みを推進します。

さらに、サービスの質の向上を図るために新たな担い手となる介護人材の研修会等を実施し、また、自立に向けたケアプランの作成支援等に努めます。

(6) 介護保険事業の適正・円滑な運営

いつでも必要なときに、必要な介護保険サービスが提供されるためには、介護保険制度が持続可能な制度として、安定的に運営される必要があります。

第4期介護給付適正化計画の基本的な考え方を念頭に置き、介護を必要とする人を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者等が提供できるよう、適切なサービスの確保に努めます。

介護保険財政の健全性を確保するとともに、介護保険制度の更なる周知や、介護保険サービスの質の向上を進めることで、制度の信頼性を向上していきます。

第3節 施策体系

< 施策体系図 >

<まちの将来像とキャッチフレーズ> まちが いきいき きらめくはりま～ 未来につなげる みんなのまちづくり ～	
<基本目標>	<推進施策>
第4章 介護予防・生きがいづくりの推進	第1節 健康づくり・介護予防の推進 第2節 生きがいづくりへの支援 第3節 社会参加の促進
第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進	第1節 在宅介護の支援 第2節 在宅医療・介護連携の推進 第3節 地域ケア会議の推進 第4節 生活支援サービスの充実 第5節 地域包括支援センターの機能強化 第6節 見守りネットワークの充実 第7節 居住環境の整備 第8節 各種相談体制の充実
第6章 認知症対策の推進	第1節 認知症への理解を深めるための普及・啓発 第2節 認知症の人と家族への支援の充実 第3節 認知症の早期対応の推進 第4節 認知症高齢者等の見守り体制の充実
第7章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進	第1節 権利擁護体制の充実 第2節 高齢者虐待防止の推進
第8章 介護保険サービスの基盤整備	第1節 介護保険施設等の整備方針について 第2節 居宅サービス利用者数の推計 第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計 第4節 施設サービス利用者数の推計 第5節 地域支援事業の見込み量の推計 第6節 標準給付費の実績 第7節 標準給付費の推計 第8節 地域支援事業費の推計 第9節 保険料の算定と基本的な考え方
第9章 介護保険事業の適正・円滑な運営	第1節 サービスの質の確保・向上 第2節 介護給付適正化の推進